

道第 1 3 - 1 号様式

地域住民等からの意見聴取のための概要を公告したことを証する書面

公 告

このたび秩父別町及び妹背牛町の一部を受益地域とする土地改良（南 2 条西地区（農業用排水施設、区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 85 条第 5 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第 85 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第 85 条第 7 項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和 8 年 9 月 9 日

申請人	雨竜郡秩父別町 2037 番地の 67	向井 正浩
	雨竜郡秩父別町 2062 番地の 13	鬼頭 輝
	雨竜郡秩父別町 2036 番地の 44	柴田 裕紀
	雨竜郡秩父別町 2024 番地の 16	中西 俊彰
	雨竜郡秩父別町 2020 番地の 10	(株)藤岡農園
		代表取締役 藤岡 誠
	雨竜郡秩父別町 1530 番地の 3	藤岡 渡
	雨竜郡秩父別町 2064 番地の 40	山田 尚史
	雨竜群秩父別町 2023 番地の 23	小鷹 勉

1 縦覧について

(1) 関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

(2) 縦覧期間

令和 8 年 9 月 9 日から令和 8 年 9 月 2 9 日まで

(3) 縦覧場所

妹背牛町のウェブサイト

www.town.moseushi.hokkaido.jp

2 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

chip-g@poem.ocn.jp

(2) 意見書の提出期限

令和8年9月29日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

- ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。
- ウ 電話での意見はお受けできません。
- エ 郵送での意見書の提出で希望される場合は、秩父別土地改良区までお問合せ下さい。

2 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

chip-g@poem.ocn.jp

(2) 意見書の提出期限

令和8年9月29日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

- ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。
- ウ 電話での意見はお受けできません。
- エ 郵送での意見書の提出で希望される場合は、秩父別土地改良区までお問合せ下さい。

この公告は、令和8年9月9日から令和8年9月29日までの間、妹背牛町役場の掲示場に掲示されたことを証明します。

なお、妹背牛町のウェブサイトにも、同期間において当該公告の内容を公衆の閲覧に供するとともに、当該事業の計画の概要を縦覧に供していたことを申し添えます。

令和 8年 9月30日

妹背牛町長 滝本 昇司

(参考) インターネットを利用して公衆の閲覧及び縦覧に供するウェブサイトの例

南2条西地区道営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）に係る土地改良法第85条第6項の規定に基づく公告の内容及び当該事業の計画の概要の縦覧について

この度、南2条西地区道営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）の施行を申請することにあたり、申請人から、当町のウェブサイトにおいて土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第6項の規定に基づく公告の内容を公衆の閲覧に供し、当該事業の計画の概要について縦覧に供するよう依頼があったことから、令和8年1月15日から令和8年2月4日まで以下のとおり掲載します。

令和8年1月15日付け公告の内容（○KB）

南2条西地区道営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画概要書（○KB）